

2021年度

建物管理その他業務委託契約仕様書

建物名称：済生会新潟病院

## 2021年度 建物管理その他業務委託契約仕様書

業務名称：建物管理その他業務委託契約

業務場所：済生会新潟病院

契約期間：2021年 4月 1日から 2022年 3月31日まで

### 施設概要

所在地 新潟市西区寺地 280-7

規模 鉄筋コンクリート 造 地上 10階 本館（A・B・E棟）および保育棟

建築面積 10,393.420 m<sup>2</sup>

述べ床面積 30,948.742 m<sup>2</sup>

### 業務内容

- 1、清掃業務
- 2、検査補助その他業務
- 3、電話交換業務
- 4、警備・防災・夜間受付案内業務
- 5、設備運転監視業務
- 6、設備保守点検

## 1. 清掃業務

### ◎ 会社条件

- 1、建築衛生法第12条の2第1項4第1号「建築物清掃業」又は8号「建築物環境衛生総合管理業」に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。
- 2、当該役務の安全、安心、安定を確保するため新潟県内に本社（本店）が所在する者であること。
- 3、新潟県内に400床以上の病床数を有する病院の清掃業務を、平成28年4月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有する者であること。
- 4、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けたものであること。
- 5、顧客満足を満たすため、ISO9001マネジメントシステムに審査登録をしていること。
- 6、新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### ◎ 人的条件

医療法施工規則第9条の15で定める基準に適合するため、以下の者を済生会新潟病院及び本社事務所へ常駐させる。

#### 1、受託責任者1名

作業全体を管理する者で、病院清掃受託責任者講習修了者を済生会新潟病院に常駐させる。

受託責任者の氏名及び業務を行うための相当の知識、経験を有することを証明する。（履歴・経歴書、資格免許、住民票、雇用保険被保険者書類の写し）を提出すること。

#### 2、作業監督責任者1名

定期清掃作業を確実に遂行できるよう、現場において作業員を指揮監督できる、ビルクリーニング技能検定に合格した者を済生会新潟病院に常駐させる。作業監督責任者の氏名及び業務を行うための相当の知識、経験を有することを証明する。（履歴・経歴書、資格免許、住民票、雇用保険被保険者書類の写し）を提出すること。

#### 3、特別廃棄物管理責任者1名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。廃棄物処理法）に定められた、特別管理産業廃棄物管理責任者を済生会新潟病院に常駐すること。（履歴・経歴書、住民票、雇用保険被保険者書類の写し）特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の修了証の（写し）を提出すること。

#### 4、清掃管理業務インスペクター1名

清掃品質を評価する為、清掃管理業務インスペクター（公益社団法人全国ビルメンテナンス協会）を県内事業所に常駐する。品質評価を受託責任者と清掃管理業務インスペクターが年1回インスペクションを実施する。また、清掃員の技能・身だしなみ・マナー

などの教育を定期的に行う。インスペクション結果を半年に1回中間及び完了報告する。  
(履歴・経歴書、資格免許、住民票、雇用保険被保険者書類の写し)を提出すること。

## 5、医療環境管理士

院内感染防止のため、医療環境管理士を県内事業所に常駐させ、本院と連携して清掃計画及び管理を行うものとする。医療環境管理士は、本院で定期的に行われる院内の感染予防・対策・管路に関する情報交換を図るとともに、従事者への教育研修を行う。資格者証、住民票、雇用保険被保険者書類の写し及び即応体制が可能な、事業所の組織図、当該資格者の配置が確認できる書類を添付する。

なお、緊急時に業務を履行するため人的条件記載の者は即応体制(30分以内)居住住所を有していること。

### ◎ 基本方針

建物の清掃業務にあたっては、一般清掃、特別清掃、院内廃棄物回収、ガラス清掃を主たる任務とし、良好な環境衛生の維持と建材の保全を目的とする。業務遂行にあたって労働安全衛生規則その他関係法令を遵守のうえ各作業に応じた作業基準により実施することを認識し、よりよい医療環境、生活環境づくりのため業務管理体制を確立し、医療法に定める基準に適合する清掃用具等を準備し、受託責任者及び作業従事者を適正配置するとともに、常に衛生的な環境を維持するように作業を別紙1のように実施する。

### ◎ 作業仕様

#### 1、一般清掃

(1) 病室及び共用部は、土日祭日を含む毎日19時までの時間内で1日1回行う。

病室の退室後の清掃については順次依頼の都度行うが作業実施は14:00までとする。そのほかは清掃作業基準表による回数を実施する。

(2) 手術室の作業をする際は、本院が提供する専用ガウン、マスク、ゴム手袋を着用し、本院が提供する専用洗剤、資材を使用して作業をする。

作業指定日 月～金 2名 08:00～10:00

(3) 分娩室・感染症患者病室の作業をする際は専用ガウン、マスク、ゴム手袋を着用する。

(4) 作業実施箇所は基準表によるものとする。

ビニルシートの床面は、ダスタークロス、掃除機、ほうき等で除塵し、汚れ部分はそれぞれの専用モップで拭き取る。

使用箇所	モップの種類
手術室	青色
病室、共用部分	白色
トイレ	赤色

※モップ系の洗濯は色の種類毎に洗濯機で洗浄する。

カーペット・ジュータンの床面は、掃除機で除塵する。

什器備品・衛生陶器・洗面台は、水拭き、乾布により拭きあげ、必要に応じて、専用洗剤等を使用して拭く。

書類申込み用紙記入台・電話台・椅子等・階段手摺は、クロス等で空拭きする。

トイレ清掃は、1日1回、便器廻り・床面を専用洗剤で拭きあげ、トイレットペーパー・石鹼水の補充をする。

また、1日1回以上巡回を行い、消耗品の補充及び汚れに注意し清潔に保つものとする。

浴室・ユニットバス・シャワー室は、床面を毛髪等の除塵をしたうえで、デッキブラシ又はポリッシャーで水洗いを行い、汚れに応じて洗剤を使用して清掃する。

浴槽は、残り湯を排水のうえ、水洗い清掃し、乾布等で水分を拭き取る。

COVID-19 感染者隔離フロア（A棟8F）は、清掃作業基準表に則り、本院が提供する専用ガウン、手袋、マスク、キャップを着用し、本院が提供する専用洗剤、資材を使用して作業する。

#### その他作業

##### \* 患者用スリッパ清拭

B棟2階 検診センターラウンジ 平日

本院から提供する消毒剤を使用し清拭きする。

##### \* 給茶機保全

A棟10階 職員休憩室 平日

E棟2階 男子休憩室 //

E棟2階 女子休憩室 //

B棟2階 健診センターラウンジ //

## 2、特別清掃

一般清掃でとれない汚染の除去及び床材の保護を目的とし、清水洗浄、洗剤洗浄、研磨を適時行う。また、床維持剤の状態によりその補充を行なう。必要な床面（塩ビ系シート、タイル部分）には常に保護皮膜が存在する状態を保つ。但し、必要以上の皮膜を形成する事により床面に汚染を封じ込める事のないよう注意を払い、過剰塗布は行なわない。万一皮膜内部への汚れの浸透が確認された場合は、剥離洗浄等の処置を行なう。

作業実施は平日 8:00～19:00、土曜、日曜、祝日 08:00～19:00 の間に行う。  
これ以外の時間帯に必要な時は、本院総務部管理責任者の許可を得て行なう。  
実施箇所は基準表によるものとする。

### 3、窓ガラス清掃

年 3 回	3 月	6 月	10 月	実施
	(全館外面のみ)	(全館両面)	(全館外面のみ)	

### 4、院内廃棄物回収

- ・ 業務時間 365 日 06:00～17:00 の間

- ・ 業務の内容

各診療部・ナースセンターを巡回し、一般廃棄物・医療系廃棄物を回収し、所定の格納場所に分別して集積する。

感染症廃棄物はそれぞれにバイオハザードマークを貼付した容器を使用し排出する。

## 2. 検査補助その他業務

### ◎ 会社条件

- 1、顧客満足を満たすため、ISO9001 マネジメントシステムに審査登録をしていること。
- 2、新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### ◎ 人的条件

- 1、労働者派遣法第 36 条に基づき、派遣元責任者に、派遣元事業主適切な雇用管理により派遣労働者の保護等を図るため、県内事業所に常駐させ管理を行わせること。  
資格者証、住民票、雇用保険被保険者書類の写し及び即応体制が可能な、事業所の組織図、当該資格者の配置が確認できる書類を添付する。

### ◎ 業務仕様

#### 1、検診センター業務

(1)勤務時間 8:30～15:30

(12:00～13:00 の間 1 名休憩) 1 名

(2)休日 土曜日・日曜日・祭日・年末年始

(3)業務内容

- ・エコー室検査準備と片づけ
- ・8 番エコー室受付
- ・受診者の検査前準備、検査後のお腹拭き、次の検査への案内等検査補助
- ・エコー室報告書の処理
- ・ドック予約カルテバック作成  
(ラベル印刷・ラベル貼り・伝票処理・尿カップ等の準備)
- ・特定健診、職場健診の予約ファイル作成
- ・歯科検診の準備・助手 (出勤報告書の管理)
- ・予約カルテバック作成に必要な消耗品準備  
(スピッツセット作成・チェック表作成・伝票類の在庫チェックと下処理)
- ・消耗品の発注

#### 2、生理検査室業務

(1)勤務時間 8:30～12:30 1 名

(2)休日 土曜日・日曜日・祭日・年末年始

(3)業務内容

- ・ エコー室検査準備と片づけ
- ・ 患者の呼び入れ
- ・ 検査後のお腹拭き
- ・ 次の科への案内
- ・ 連携室からの予約や予約外の検査受付
- ・ タオル、おしぼり、エコーゼリーの補充
- ・ ゴミ収集

### 3、中央検査室業務

(1) 勤務時間 8:30~12:30 1名

(2) 休日 土曜日・日曜日・祭日・年末年始

(3) 業務内容

- ・ 全病棟、内視鏡検査室の検体回収と検査結果の配達
- ・ 検査室へ届けられた検体を各部門へ分配する
- ・ 検査器具の洗浄、乾燥、片づけ
- ・ 検査機で使用するスピッツの補充
- ・ 検査機で使用する滅菌水を作る
- ・ 滅菌済みの廃棄物処理
- ・ 滅菌器の排水
- ・ カルテ庫と医事課へ書類を届ける
- ・ 検査室内と休憩室の清掃



### 3. 電話交換業務

- (1) 勤務時間 8:30~17:00  
(内 12:00~14:00 の間に 1 名 1 時間ずつ休憩) 2 名
- (2) 休 日 土曜日・日曜日・祭日・年末年始
- (3) 業務内容
- ・ 電話交換 (受信 約 370 本/日・発信 約 100 本/日)
  - ・ 夜間受付窓口対応
  - ・ 救急車対応 (ストレッチャー準備、救急隊との患者確認)
  - ・ 緊急時の院内放送 (コードブルー)
  - ・ 有線放送の切り替え
  - ・ 設備機器やエレベーターの異常ベルの対応
  - ・ 院内電話機故障の対応
  - ・ 院内の鍵貸出受付

### 4. 警備・防災・夜間受付案内業務

#### ◎ 会社条件

- 1、警備業法第 4 条「認定」に基づく警備業の認定を新潟県公安委員会より受けた者であること。
- 2、当該役務の安全、安心、安定を確保するため新潟県内に本社(本店)が所在する者であること。
- 3、顧客満足を満たすため、ISO9001 マネジメントシステムに審査登録をしていること。
- 4、新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### ◎ 人的条件

- 1、警備・防災・夜間受付案内業務 現場責任者 1 名  
警備・防災・夜間受付案内業務全体を管理する者で、警備員指導教育責任者(1 号業務)の資格者証の交付を受けた者または施設警備業務検定 2 級以上の合格証明書の交付を受けた者を現場責任者として配置する。  
資格者証、住民票、雇用保険被保険者書類の写し及び即応体制が可能な、事業所の組織図、当該資格者の配置が確認できる書類を添付する。
- 2、警備・防災・夜間休日受付案内業務 勤務者
  - (1) 警備業法 第 14 条の警備員の制限に該当しない者。
  - (2) 警備業法 第 21 条に基づく警備員教育を修了した者。

- (3) 防災センター要員講習を修了した者(代務要員を除く常駐者)。
- (4) 夜間に貫流ボイラーを操作する担当者は小型ボイラー取扱者以上の資格を有する者であること。

資格者証、住民票、雇用保険被保険者書類の写し及び即応体制が可能な、事業所の組織図、当該資格者の配置が確認できる書類を添付する。

### 3、警備員指導教育責任者

警備・防災・受付案内業務に関する知識及び能力を向上させるため、警備員の指導及び教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、及び教育する警備員指導教育責任者(1号業務)を県内事業所へ常駐させ、警備員に必要な教育の実施、現場巡察指導及び監督を行う。

資格者証、住民票、雇用保険被保険者書類の写し及び即応体制が可能な、事業所の組織図、当該資格者の配置が確認できる書類を添付する。

## ◎ 基本方針

警備・防災・夜間受付案内業務にあたっては、施設常駐警備業務、防災センター業務、時間外受付業務を主たる任務とし、本院の安心・安全な環境を提供するため防犯・防災活動を行うとともに夜間受付業務にあっては迅速かつ的確な電話対応ならびに受付窓口対応を行う。

## ◎ 業務仕様

### 1、人員及び時間

- (1) 人員 3名体制とする。
- (2) 勤務時間 毎日 17:00～翌 08:30  
土曜・日曜・祝日、年末年始等外来休診日 08:30～17:00
- (3) 休憩 17:00～翌 08:30 ならびに外来休診日にあっては、  
08:30～17:00 の間に交代で休憩を1名につき1時間  
取得できるものとする。
- (4) 仮眠 17:00～翌 08:30 に1名につき4時間取得できるものとする。  
なお、休憩仮眠時中は拘束しないものとする。

### 2、警備・防災業務

- (1) 敷地内巡回業務(夜間2回)
- (2) 開閉館管理業務
- (3) 出入管理業務
- (4) 貸出用鍵の授受、保管業務
- (5) 緊急時連絡対応

- (6) 夜間および外来休診日の拾得物対応
- (7) 災害発生時の対応
- (8) 院内保安維持（モニタ監視、不審者の対応等）

### 3、夜間休日受付案内業務

- (1) 夜間および休日の外線電話対応
- (2) 救急患者の受付、カルテ出し
- (3) 新患患者のカルテ作成と ID 番号の設定
- (4) 入院患者のカルテ作成
- (5) 外来診療費（定額）の一時預かりと退院会計事務
- (6) 見舞客への病棟案内業務
- (7) 病院駐車場料金減免処理
- (8) 夜間および休日の病院駐車場対応
- (9) 郵便、宅配物の一時預かり業務
- (10) 弔電・供花手配

### 4、清算金過不足の措置

診療費の一時預かり金と退院時の清算金合計が伝票の金額と実際の現金に相違があった場合は、直接担当した警備員が報告書を作成し、それに基づき原因を双方追求し協議するものとする。

## 5. 設備運転監視業務

### ◎ 会社条件

- 1、建築衛生法第12条の2第1項4第8号「建築物環境衛生総合管理業」に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。
- 2、新潟県内に400床以上の病床数を有する病院の設備運転管理業務を、平成28年4月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有する者であること。
- 3、顧客満足を満たすため、ISO9001マネジメントシステムに審査登録をしていること。
- 4、新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5、警報オンライン監視をするため、管理会社の事務所(30分以内に到着可能な距離とする)に中央監視装置の本体端末を設置すること。

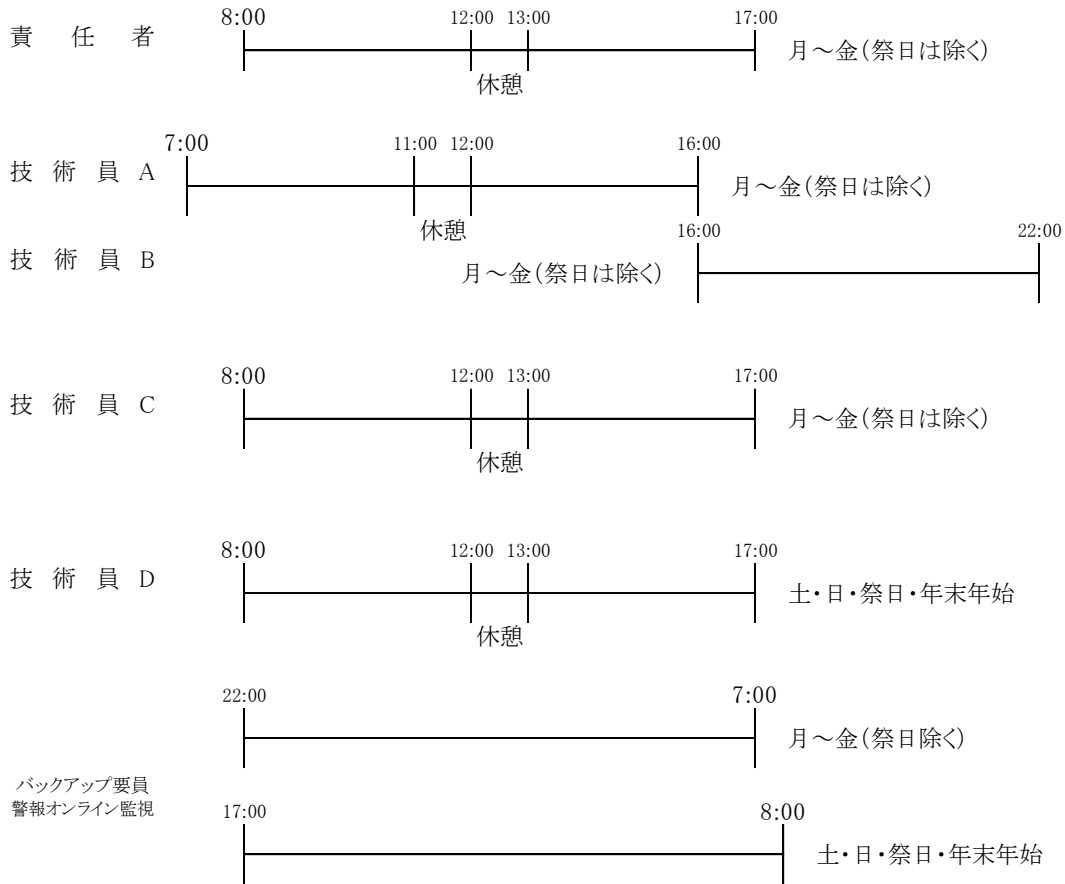
### ◎ 人的条件

- 1、責任者は作業全体を管理する者で、第3種電気主任技術者以上の資格を有する者を済生会新潟病院に常駐させる。  
氏名及び業務を行うための相当の知識、経験を有することを証明する(履歴・経歴書、資格免許、住民票、雇用保険被保険者書類の写し)を提出すること。
- 2、業務従事者は第2種電気工事士の資格を有し、2級ボイラー技士または、危険物取扱者乙4類の有資格者とする。  
氏名及び業務を行うための相当の知識、経験を有することを証明する(履歴・経歴書、資格免許、住民票、雇用保険被保険者書類の写し)を提出すること。
- 3、建築物環境衛生を管理するため、建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者を済生会新潟病院に常駐させる。  
氏名及び業務を行うための相当の知識、経験を有することを証明する(履歴・経歴書、資格免許、住民票、雇用保険被保険者書類の写し)を提出すること。

## ◎ 業務仕様

### 1、人員シフト

勤務員のシフトは以下の通りとする。



### 2、業務内容

- (1) 設備機器の運転監視
- (2) 設備機器の日常巡視
- (3) 設備機器の定期点検整備立合
- (4) 小トラブル対応
- (5) 電気工作物の工事・維持及び運用に関する保安監督・巡視点検及び検査
- (6) 設備・建物についての官・公庁検査・設備機器修繕の立合及び報告
- (7) 設備・建物等の修繕及び長期保全計画の作成
- (8) 省エネ対策及び改善等の立案
- (9) 異常時（警報発生）の対応、原状回復及び管理担当者への連絡調整
- (10) 台風・大雨等災害発生予想時の予防対策及び待機並びに緊急対応における人員の優先配置を行う

(11) 管理担当者への報告及び業務調整等

(12) 本契約には臨時作業に対応するため、毎月 10 時間の超過勤務を含み、それ以上の場合は別途請求するものとする

## 6. 設備保守点検

### ◎ 人的条件

定期点検にあたる作業員は、その作業の内容に応じ、必要な知識及び技能を有し、法令により資格が定められている場合は有資格者とする。

### ◎ 作業仕様

作業に当たっては、病院担当者と日時・作業内容を事前に打合せし、毎月月末には翌月分の作業予定表を提出する。

各種作業項目・数量等は以下の通りとする。

### 6.1 建築物

#### 6.1.1 建築物定期検査（建築基準法 12 条第 1 項、2021 年度は実施しない）

本館：A・B・E 棟、鉄筋コンクリート造、地上 10 階 地下 1 階

延床面積 30,146.209 m<sup>2</sup>

保育棟：鉄骨造、地上 2 階、延床面積 792.81 m<sup>2</sup>

#### 6.1.2 建築設備定期検査（建築基準法 12 条第 3 項）

##### 6.1.2.1 換気設備：無窓居室 7 系統、火気使用室 2 系統 14 箇所、

防火ダンパー 403 台、空調機 14 台、給排気ファン 41 台

排煙設備：排煙機 4 台、排煙口 4 箇所

非常照明：点灯確認 628 箇所、照度測定 96 箇所、蓄電池設備 2 組

防火設備：防火扉 70 枚、防火シャッター 11 枚

##### 6.1.2.2 エレベーター・ダムウェーター：ELV×10 台および DW×1 台

#### 6.1.3 エレベーター・ダムウェーター：保守点検および遠隔監視（建築基準法 8 条）

停止点検 4 回／年、ELV×10 台および DW×1 台

遠隔監視 365D-24H、ELV×10 台

### 6.2 建築物付帯設備等

#### 6.2.1 防虫防鼠

定期施工：2 回／年 厨房・トイレ・など、薬剤散布・塗布・トラップ設置。

調査点検：4 回／年 同上施工箇所のモニタリング、殺鼠剤の交換。

## 6.2.2 外構樹木剪定管理

- 施肥：1回／年
- 除草：5回／年
- 樹木薬剤散布：4回／年
- 樹木剪定：1回／年
- サクラ下枝剪定：1回／年
- 樹木完熟堆肥施肥：1回／年
- サツキ補植：50本程度×1式
- 芝生除草散布：4回／年
- 芝生刈：4回／年
- 芝生目土掛け：1回／年

## 6.3 水道・ガス

### 6.3.1 水道設備

6.3.1.1 34条検査：1回／年

6.3.1.2 貯水槽清掃：1回／年

A棟 受水槽 180 m<sup>3</sup> 2槽式×1基、高架水槽 48 m<sup>3</sup> 2槽式×1基

B棟 受水槽 120 m<sup>3</sup> 2槽式×1基、高架水槽 48 m<sup>3</sup> 2槽式×1基

6.3.1.3 水質検査

- 飲用水水質検査（トリハロ 12項目） 1回／年
- 給湯水水質検査（トリハロ 12項目） 1回／年
- 飲用水水質検査（12項目） 1回／年
- 給湯水水質検査（16項目） 1回／年
- 給湯水水質検査（12項目） 1回／年
- 給湯レジオネラ属菌検査（2箇所） 1回／年

## 6.4 排出設備

6.4.1 PH・中和処理設備 保守点検：104回／年、

6.4.2 旧浄化槽ポンプ 保守点検：12回／年、汚泥処理 2回／年

6.4.3 RI 排水処理施設 保守点検：年1回

流入槽 0.6 m<sup>3</sup>、貯留槽 6 m<sup>3</sup>、希釈槽 6 m<sup>3</sup>、浄化槽 1.2 m<sup>3</sup>、各槽清掃、

OAG用ユニットフィルター交換 500×500×25×2枚

排水放射濃度測定（r線）、室圧測定、RI系統排風機

6.4.3 排ガス測定 NOx、Dust 測定：2回／年

炉筒煙管ボイラー×1台、吸収式冷温水発生機×2台

## 6.5 電気設備

### 6.5.1 電気設備点検（非常回路）：1回／年

高圧：OCR×1台、変圧器絶縁油×5台、絶縁抵抗および接地抵抗測定

低圧：絶縁測定

その他：高圧絶縁監視（365D-24H）

### 6.5.2 自家用発電機 保守点検：1回／年

A棟 発電機 625KVA/6.6KV ×1台

B棟 発電機 400KVA/200V ×1台、

始動用蓄電池 定格電圧24V、蓄電池 HS-400E×12個 ×1台

### 6.5.3 蓄電池設備 保守点検：1回／年

A棟 定格電圧120V、蓄電池 MSE-100-6×18個 ×1台

B棟 定格電圧118V、蓄電池 HS-300E×54個 ×1台

### 6.5.4 常用発電機・・・未実施

170KVA×4台

### 6.5.5 地下タンク設備 法定点検：1回／年（2021年度は実施しない）

地下タンク 50KL（灯油）×1基

## 6.6 弱電設備

### 6.6.1 消防用設備等 機器点検：1回／年 および 総合点検：1回／年

本館 消火器：粉末ABC型（10・20型、蓄圧・加圧式）×190本

ハロン1型×12本、CO2 5型×1本

スプリンクラー：ポンプ（900L/min）×1台、散水栓×90面

ハロゲン化物消火設備：ハロンボンベ70L×8本、起動装置×3箇所

自火報：差動式×1,077台、定温式×130台、光電式×133台

光電式アナログ型×41台、発信機×90台

ガス漏れ火災警報：感知器×8台

消防通報設備：本体×1台、通話機×11台

非常警報器具：起動装置×3箇所

避難器具：避難用すべり台×1台

誘導灯および誘導標識：誘導灯×288台、誘導標識×142箇所

排煙設備：排煙機×4台

連結送水管：A棟×19面、B棟×4面

非常電源：自家発625KVA/6.6KV×1台、蓄電池120V/100Ah×1台

防排煙制御：手動開閉装置×26台、防火扉×81箇所、シャッター×13台

ダンパー×40台、垂れ壁×8台、排煙口×5台、音響×9台

保育棟 消火器：ABC-10型（蓄圧式）×7本



自火報：差動式×43台、定温式×9台、光電式×4台

地区音響装置×3台、発信機×3台

消防通報設備：本体×1台

避難器具：避難用すべり台×1台

誘導灯：誘導灯×10台

防排煙制御：防火扉×1箇所

6.6.2 ナースコール設備 保守点検：6回/年

A棟 ナースコール60回線×8台

B棟 ナースコール60回線×3台

6.6.3 中央監視装置 保守点検：1回/年

中央制御室 サーバー×1台、操作用端末×2台

## 6.7 ボイラー設備

6.7.1 炉筒煙管ボイラー 検査前整備：1回/年、定期検査：1回/年

炉筒煙管ボイラー 伝熱面積 15.1 m<sup>2</sup>、換算蒸発量 1200kg/h ×1台

貯湯槽 4.8 m<sup>3</sup> ×2基

6.7.2 貫流ボイラー 保守点検：1回/年

貫流ボイラー 伝熱面積 7.69 m<sup>2</sup>、換算蒸発量 750kg/h ×2台

6.7.3 給湯ボイラー 保守点検：1回/年

給湯ボイラー 伝熱面積 7.5 m<sup>2</sup>、定格出力 250000cal/h

## 6.8 空調機器

6.8.1 吸収式冷温水発生機 保守点検：1式/年

吸収式冷温水発生機 冷房最大能力 1,055KW ×2台

冷房前および暖房前点検、各1回×2台=4回

溶液分析およびチューブ洗浄、1回×1台=1回

遠隔監視 (365D-24H) ×2台

6.8.2 欠番

6.8.3 冷却塔設備 シーズン前洗浄およびレジオネラ属菌検査：1回/年

冷却能力 3300000 kcal/h ×1基

6.8.4 チラー設備 (OPエリア向け) 保守点検：2回/年、FIN洗浄：1回/年

空冷式スクロールチラーユニット 冷却能力 45.0KW ×2台

6.8.5 冷水・冷温水配管 ストレーナー清掃：1回/年

Y型ストレーナー 冷水 65A・50A×各2個、冷温水 250A×2個

6.8.6 各種エアコン 室外機洗浄：1式/年

各部署エアコン室外機のFIN洗浄 ×10台

## 6.9 医療ガス設備

### 6.9.1 医療ガス配管設備 保守点検：4回/年

供給設備（マニホールド）

酸素2列12本、笑気2列4本、窒素2列12本、圧縮空気2列12本  
吸引ポンプ3.7kw×2台、0.75kw×2台、余剰麻酔ガス排出装置×1台

消費設備（アウトレット）

酸素450箇所、笑気17箇所、人工空気96箇所、窒素10箇所  
吸引459箇所、余剰麻酔ガス排出17箇所

### 6.9.2 人工空気製造装置 保守点検：4回/年

最大処理能力 96N m<sup>3</sup>/h ×1台、バッファタンク4000L ×1基

### 6.9.3 定置式液化酸素・窒素供給設備 保守点検：1回/年

貯蔵量 L02：4900L および LN2：4900L ×1基

## 6.10 その他の機器類

### 6.10.1 自動ドア 保守点検：2回/年

引分け×21台、片引き×12台、片引きダブルスライド×3台  
引分け折戸×2台、片引き（ART）×1台は1回/年

### 6.10.2 ゴミック 保守点検：3回/年

ゴミック 日本クリーンシステム社製 GMN-10000×1台

### 6.10.3 一般シャッター 保守点検：1回/年

院内各所×10面

### 6.10.4 パトライト設備 保守点検：4回/年

血液保冷库 中継器×1台、警報盤×2面、回転灯×3台、予備電源×1

台

### 6.10.5 地下倉庫ラックリフター 保守点検：6回/年

積載荷重240kg 停止階数1-2箇所 電動機0.75kw ×1台

### 6.10.6 非常扉設備 保守点検：2回/年

連動制御盤16回線×1面

### 6.10.7 TV共同受信設備 保守点検：1回/年

UHFアンテナ×1組、主増幅器（HEデジタル）×1台  
中間増幅器（HEデジタル）×9台、電源装置（HEデジタル）×4台  
分岐・分配器（HEデジタル）×108個、  
幹線ケーブル×1式、引込みケーブル保安器×249件  
主増幅器レベル測定×1式、中間増幅器レベル測定×9箇所

## 6.11 厨房設備

- 6.11.1 レンジフードおよびガラリ 清掃：2回/年  
E1F 厨房 フード各種×5台、ガラリ×17箇所、FCU×2台
- 6.11.2 厨房グリストラップ 洗浄：12回/年  
E1F 厨房および A10F 厨房内
- 6.11.3 厨房排水管 配管洗浄：1回/年  
浄化槽管理室 75A-100A×50m
- 6.11.4 パン工房グリストラップ洗浄：4回/年  
B棟 2F パン工房内

## 6.12 A棟 3F 手術エリア

- 6.12.1 OP-1~7室 総合および機能点検：各1回/年  
HEPA フィルター交換 23台  
手洗い器消耗部品交換 20個  
間接蒸気加湿器部品交換 OP-3, 4, 5  
外調機用電動機及びファン側軸受交換、送排風機用電動機及び  
ファン側軸受交換  
OP-1~6 FFU ユニット（クラス 10000・室内機）×2台×5室、外調機×1台  
排風機×1台、間接蒸気加湿器×1台  
自動制御設備×1式、各種フィルター交換および清浄度測定×1式  
OP-7 FFU ユニット（クラス 100・室内機）×2台、外調機×1台  
排風機×1台、ブースターFAN×1台、間接蒸気加湿器×1台  
自動制御設備×1式、各種フィルター交換および清浄度測定×1式
- 6.12.2 OP-8・10室 総合および機能点検：各1回/年  
GR 用エアコン（クラス 10000・ツイン構成・室内機および室外機）×2台  
外調機×1台、排風機×2台  
自動制御設備×1式、各種フィルター交換および清浄度測定×1式
- 6.12.3 手術ホール排気口 吸込口洗浄：1回/年  
HS-350\*350×1個、300\*300×5個、150\*150×4個、850\*200×2個

## 6.13 B5F 無菌エリア

- 6.13.1 565・566室（クラス 100）、前室（クラス 1000）、面会室・廊下（クラス 10000）  
総合点検：1回/年、機能点検：3回/年  
GR 用エアコン室内機×5台、室外機×1台、外調機×1台  
減菌水装置（手洗器×3箇所、シャワー×2箇所）×1式  
無菌室ユニット×2台、各種フィルター交換および清浄度測定×1式

567・568・570 室（クラス 1000・単体空調）

総合点検：1 回／年、機能点検：3 回／年

CR 用エアコン室内機×3 台、室外機×1 台、無菌室ユニット×3 台

滅菌水装置×3 台、手洗器×3 台

各種フィルター交換および清浄度測定×1 式

無菌室ユニット電動ファン交換除く

HEPA フィルター交換除く

571～577 室（クラス 1000・FCU 空調）

総合点検：1 回／年、機能点検：3 回／年

空調機×6 台、外調機×1 台、無菌室ユニット×6 台

滅菌水装置×6 台、手洗器×6 台

各種フィルター交換および清浄度測定×1 式

無菌室ユニット電動ファン交換除く

HEPA フィルター交換除く

廊下（クラス 10000・FCU 空調）

総合点検：1 回／年、機能点検：3 回／年

空調機×2 台、各種フィルター交換および清浄度測定×1 式

6.14 その他の部署

6.14.1 A3F ICU/CCU（クラス 10000） 保守点検：1 回／年

外調機×1 台、FCU×15 台

各種フィルター交換および清浄度測定×1 式

6.14.2 A7F ART（培養室および不妊治療室・クラス 10000） 保守点検：1 回／年

CR 用エアコン室内機×4 台、給気 FAN×2 台

各種フィルター交換および清浄度測定×1 式

以 上